第八号書式

第八号書式〔第21条の８〕

（第一片）

公庫預託金送金又は振込取消請求書

（番　号）

年　月　日

日本銀行（何店あて）

（何公庫　職　氏　名㊞）

下記の金額の（送金又は振込み）を取り消し、当該金額を公庫預託金に受け入れられたい。

公庫預託金支払指図書等の名称、日付及び番号	
受取人の氏名又は名称	
金　　額	
払渡又は振込先金融機関店舗名	
小切手の番号	

（第二片）

受　入　済　通　知　書

年　月　日

（何公庫　職　氏　名あて）

日本銀行　（何店）

下記の金額の（送金又は振込み）を取り消し　　年　　月　　日に公庫預託金に受入済につき通知します。

公庫預託金支払指図書等の名称、日付及び番号	
受取人の氏名又は名称	
金　　額	
払渡又は振込先金融機関店舗名	
小切手の番号	

備考　1　用紙の大きさは、各片とも日本産業規格Ａ列５とする。
2　外国送金の取消請求を行なう場合にあっては、受入済通知書の金額欄は記載しないこと。
3　公庫預託金支払指図書による振込の取消請求を行なう場合にあっては、この様式の小切手の番号欄は記載しないこと。
4　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は複写により記入するものとする。
5　この様式の配列は、日本銀行と協議して変更することができる。

第九号書式

第九号書式〔第26条〕

（何公庫）預託金月計突合表

年　月中　　　　年　月　日

（何公庫何支店）出納役

日本銀行（何店）

越　高	受入額	支払額	残　額	備　考
円	円	円	円	

（（何公庫何支店）出納役　氏　　名　）

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４

備考　必要があるときは、下部余白欄又は別紙に、本月支払済の小切手番号、公庫預託金支払指図書番号及び本月振替済の国庫金振替書番号を記載することができる。

第六号書式

第六号書式〔第21条の８〕

（第一片）

公庫預託金送金又は振込取消請求書

（番　号）

年　月　日

日本銀行（何店あて）

（何公庫　職　氏　名㊞）

下記の金額の（送金又は振込み）を取り消し、当該金額を公庫預託金に受け入れられたい。

公庫預託金の送金又は振込みの請求書の名称、日付及び番号	
受取人の氏名又は名称	
金　　額	
払渡又は振込先金融機関店舗名	
小切手の番号	

（第二片）

受　入　済　通　知　書

年　月　日

（何公庫　職　氏　名あて）

日本銀行　（何店）

下記の金額の（送金又は振込み）を取り消し　　年　　月　　日に公庫預託金に受入済につき通知します。

公庫預託金の送金又は振込みの請求書の名称、日付及び番号	
受取人の氏名又は名称	
金　　額	
払渡又は振込先金融機関店舗名	
小切手の番号	

備考　1　用紙の大きさは、各片とも日本産業規格Ａ列５とする。
2　外国送金の取消請求を行なう場合にあっては、受入済通知書の金額欄は記載しないこと。
3　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は複写により記入するものとする。
4　この様式の配列は、日本銀行と協議して変更することができる。

第七号書式

第七号書式〔第26条〕

（何公庫）預託金月計突合表

年　月中　　　　年　月　日

（何公庫何支店）出納役

日本銀行（何店）

越　高	受入額	支払額	残　額	備　考
円	円	円	円	

（（何公庫何支店）出納役　氏　　名　）

用紙寸法　日本産業規格Ａ列４

備考　必要があるときは、下部余白欄又は別紙に、本日支払済の小切手番号及び本日振替済の国庫金振替書番号を記載することができる。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年六月二十六日から施行する。ただし、第二条第二項第一号の改正規定は令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の第二十一条の六第一項及び第三項の規定は、改正後の第一条の二に規定する電子情報処理組織による運用が開始されるまでの間、なお従前の例による。